

さ情審査答申第197号
令和3年2月26日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上 純一

答 申 書

平成29年11月17日付けで貴委員会から受けた、「生涯学習総合センターが保有する公民館の開館遅れと対応に関する行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年9月8日付け教生セ第1618号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がないものと認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

対応に関する文書が特定されていない。

情報伝達シート又は事故報告書を開示せよ。

不存在は違法かつ不当。

不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

1 審査請求人より「生涯学習総合センターが保有する公民館の開館の遅れと対応に関する行政情報」についての開示請求を受け、該当行政情報17件を特定し、担当者の氏名や役職など個人情報に関する部分を条例第7条第2号に基づき不開示とする、行政情報一部開示決定を行った。

2 審査請求人の「情報伝達シート又は事故報告書が存在しないのは違法かつ不当」との主張について

情報伝達シートとは、市の管理下における事件・事故が発生した場合に、指定管理者や委託業者にて発生した危機事案についても、市側で一定の管理責任があると考えられることから、直ちに危機管理監に報告するために作成される文書であるが、情報伝達シートの供覧は所管にて必要か判断し行うものであり、平成28年の途中から情報伝達シートの扱いを所管と安心安全課で保管するよう改めた。

平成28年7月2日の公民館の開館遅れに関する情報伝達シートについては、所管である拠点公民館の指扇公民館が作成し、安心安全課へ直接報告を行っており、生涯学習総合センターでは作成及び取得をしていないため存在しない。また事故報告については、作成しておらず存在しない。

3 審査請求人の「対応に関する文書が特定されていない」との主張について
公民館の開館遅れの対応に関する生涯学習総合センターが保有する行政情報は、拠点公民館長会議や委託業者からの開館遅れ防止のための対応策等の開示した行政文書のみであり、開示した行政情報以外は、生涯学習総合センターでは保有していない。

4 よって、本件決定処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年8月28日に開示請求を行った「生涯学習総合センターが保有する公民館の開館の遅れと対応に関する行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、17件の文書を特定し、条例第7条第2号に該当する担当者の氏名及び役職等を除いて開示する決定を行ったところ、審査請求人は、情報伝達シート又は事故報告書が開示されていない、対応に関する文書が特定されていないとの主張から、処分の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 審査請求人は、「誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効である。対応に関する文書が特定されていない。」及び「情報伝達シート又は事故報告書を開示せよ。不存在は違法かつ不当であり、不存在の真否、不存在の当否を争う。」という理由で本件処分の取消しを求めている。

これに対して実施機関は、対応に関する文書については、拠点公民館長会議や委託業者からの開館遅れ防止のための対応策等の開示したもののみを保有しており、他には存在しない。情報伝達シートについては、平成28年の途中から拠点公民館が作成するように運用を変更しているため、審査請求人の主張する平成28年7月2日の情報伝達シートは、拠点公民館である指扇公民館が作成し、安心安全課へ直接報告を行っており、生涯学習総合センターでは作成及び取得をしていないため存在しない。また、事故報告書については、作成しておらず存在しないと主張している。

- (2) この実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、開示した文書以外は存在しないと認められる。

- (3) よって、本件開示請求に対して実施機関は保有するすべての文書を特定し、開示できる部分は全て開示しているということになる。また、審査請求人は、条例第7条第2号に該当する部分の開示を求めているわけではない。

したがって、審査請求の利益を有しないものであり、不適法な審査請求として却下されるべきである。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年11月17日	諮問の受理（諮問第485号）
②	令和2年10月15日	審議
③	令和3年2月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学名誉教授
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者

委員	塚田小百合	弁護士
委員	吉田 聰	弁護士

(五十音順)